

◆ご依頼日：11月29日
◆ご依頼内容
会計検査院の法的位置づけについて説明した資料

○会計検査院は、憲法上の独立機関です。
会計検査院については、日本国憲法第90条において、以下のように規定されています。

日本国憲法 第90条
国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

憲法第90条第1項は、決算を検査することを職務とする「会計検査院」という国家機関の存在を予想しています（資料2, p.752）。「会計検査院を設置する」という表示法は取っていませんが、これは国会や内閣と同様です（資料4, p.139-140.）。

○会計検査院の内閣からの独立性については、憲法上すでに示されていると解されています。すなわち、「会計検査院がかように内閣に対し独立の地位を有することは、憲法本条の当然に予想するところであり、さればこそ、特に会計検査院の存在を憲法で定めたのである。そういう内閣からの独立の地位をみとめる必要がなければ、行政権はすべて内閣に属するのであるから、会計検査院について特に憲法で規定する必要はないはずである」とされています（資料2, p.754）

会計検査院の独立性を法律上明らかにしたのが、会計検査院法第1条です。

会計検査院法 第1条
会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

○会計検査院による決算検査は、通説的見解（資料4）によれば、以下の通り行政作用に属するとされています。

「決算の検査が立法作用でないのはもちろん司法作用でもないから、それが実質的意味における行政作用に属することは明らかであるが、憲法はこれをもって内閣の権限に属せしめず独立機関である会計検査院の権限とするのである。憲法におけるこのような措置は明治憲法と異なり厳格な三権分立主義をとっている現行憲法の認めた殆ど唯一の例外とみるべきである（決算検査の権限は立法その他の作用に対する比重からあまり注目されないが、組織の面からいえば憲法は四権分立主義をとるともいえる）」
その他の学説については、資料5に簡潔に整理されています。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

【資料リスト】

- 資料1 有川博『会計検査制度概説』全国会計職員協会, 2007.2, pp.1-3
資料2 宮沢俊義著・芦部喜信補訂『全訂日本国憲法』日本評論社, 1978, pp.751-754
資料3 樋口陽一ほか著『憲法 IV』青林書院, 2004.2, pp.225-227
資料4 杉村翠三郎『財政法 新版』1982.7, pp.139-142.
資料5 石森久広『決算制度と会計検査院』日本財政法学会編『決算制度』学陽書房, 1993.4, pp. 53-59

担当：財政金融課 鎌倉 治子（内線：衆議院から 98-22512 / 参議院から 970-22512）